

「困難な問題を抱える女性への支援に関する徳島県基本計画（仮称）」 策定に係る民間団体ヒアリング結果

1 調査の目的

計画策定に当たっては、地域における困難な問題を抱える女性の現状や支援に向けた課題を踏まえ、施策の方向性を取りまとめていく必要がある。

そこで、女性の支援に取り組んでいる県内の民間団体に対し、ヒアリング調査を実施した。

2 調査の概要

（１）調査対象

県内の女性支援団体（４団体）

（２）調査時期

令和５年１０月

（３）調査方法

面談及び書面によるヒアリング調査

3 調査結果

○困難な問題を抱える女性への支援に関する課題

- ・精神や身体の疾患、貧困、就労、子育て、社会からの孤立等、複合的な困難を抱えた女性に対してワンストップの相談窓口が必要である。
- ・若年女性で、家庭の問題、子育ての問題、家族関係等困難な状況にある方が支援につながるかどうか課題である。支援する側のスキルが大事である。
- ・若年女性は電話が苦手な方が多いので、SNS 相談等電話以外の相談方法も必要である。
- ・支援を行うスタッフの人件費やシェルターの修繕費等は補助金の対象とならないので、団体が活動を継続させるため、現場のニーズにあった形で、補助金を柔軟に利用できるようにしてほしい。
- ・支援を行うスタッフはボランティアとなるため、後継者が育たない。
- ・県の補助金で実施している、居場所づくりや無料のカウンセリング等による専門家による支援はニーズがあるが、補助金がないと継続して実施できない。
- ・DV 被害女性は子育てと仕事に日々追われ、自分自身のケアまで行えていない。
- ・法律に民間団体との協働とあるが、まだバラバラのところがあるので、こども女性相談センターと民間団体が情報を共有していく場があってもいいのではないかな。
- ・配偶者暴力相談支援センターと民間シェルターの連携を十分に取れるよう、民間シェルターの支援スタッフを推薦して、行政機関の相談員として雇用するような人的交流があればよりお互いの事情もわかり、支援における連携や役割分担ができるのではないかな。

- ・子どもは独立した人格として支援が必要である。ニーズはあると感じる。
- ・ひとり親で発達障がいグレーの方など、親にリソースが少ない場合に、容易に困難な問題を抱える女性になると思う。多くの人は、実家との関係が悪く孤立し、人間関係も希薄である。

○計画策定に当たっての御意見

- ・DVに係る対応については、法律の改正や研修の効果により行政担当者やケースワーカー、警察等の対応も変わってきた。女性支援の根拠法である売春防止法と実態があっていなかったので、女性支援に関する新たな法律ができ、県が計画を策定するのは大きな一歩である。法律の基本理念が素晴らしい。
- ・女性の困難な状況を支援する上では、ジェンダー平等が実現していない社会の構造的な問題があるという視点を持つ職員や相談員が大変重要となる。
- ・教育、人材の確保・養成については、盛り込んでもらいたい。
- ・関わり続けることに意味があるので、フォローアップ支援が必要である。
- ・支援調整会議はどうやって機能させるかが問題である。
- ・年に1回の連携会議だけではなく、現場実務者が集まった会議が必要である。
- ・もっと行政機関と直接交流する機会が持てれば良い。
- ・行政では対応しづらい訪問相談等もしているので民間団体の活用をしてほしい。
- ・民間団体への経済的支援（補助金）を継続して実施してほしい。
- ・中長期の心理的支援について、県がどういう形で行っていくか大いに期待している。